

第2体育館およびグラウンドの夜間貸し出し (学校施設開放事業) について

利用にあたっては、事前の申請が必要です。利用をご希望の方は、本校へご連絡ください。利用可能な場合は、教育施設使用許可申請書にご記入のうえ（グラウンド利用の場合は併せて許可書にもご記入ください）、本校へ提出してください。

学校施設開放にあたって（利用要項）

1 開放の趣旨

- (1) 社会体育の普及
- (2) 地域住民の憩いの場の提供

2 開放を許可する団体

- (1) 原則、校区内の市民
- (2) 営利（高額な会費や、入場料を徴収）を目的としない団体
- (3) 責任を持って施設管理（後片付け、清掃等）を行える団体

3 使用料

無料。ただし、照明施設（グラウンド照明等）を使用する場合は1時間当たり300円の電力料金を納めるものとする。（電力料金は松任総合運動公園体育館で支払う。）

4 使用申請

- (1) 使用許可申請書を学校へ提出する。（1か月につき申請書1枚）
- (2) 予約は、原則、使用を希望する期日の2か月前の月より受け付ける。
- (3) 使用の許可は、学校が使用目的等を審査し行う。
- (4) 使用を許可された団体には鍵を貸し出す。原則、鍵は利用後速やかに学校の指定する場所へ返却する。
※鍵の貸し出しは、利用前日（土日祝日の場合は直前の平日）の8時15分～16時45分の間。

5 使用が可能な時間

学校行事等に支障がなく学校が許可する時間。最終は午後10時までとする。（グラウンドは午後9時まで）

6 使用が可能な期日

学校行事に支障がなく、学校が許可する期日。（12月29日から翌年1月3日までは使用しない）

7 遵守事項

- (1) 施設内は禁酒、禁煙。
- (2) 使用団体は、利用者の安全確保及び施設、設備等の管理について全責任を負う。
※施設、器物の破損等については、使用団体が現状復旧の責を負う。
- (3) ゴルフ、ゲートボール等の利用は不可。
- (4) 使用団体は、利用後、施設設備の後片付けや清掃を徹底する。
- (5) 使用団体は、積極的に開放施設の清掃等に協力しなければならない。

教育施設使用許可申請書

平成 年 月 日

北星中学校長 殿

住 所
氏 名 (印)
連絡先電話番号 ()
" ()

次のとおり教育施設を使用したいので、許可くださいますよう申請します。

教育施設の名称	白山市立北星中学校		
使用の場所	第2体育館	運動場	その他 ()
使用の目的			
使用日時	平成 年 月 日	時 から	時まで
		時 から	時まで
予定人数			
使用責任者		団体名	
入場料徴収の有無及びその類			
その他参考となる事項			
教育機関長の認印			
※ 使用料			
※ 許可区分			

【備考】※印欄は記入しないで下さい。

教育施設使用許可書

許可第 _____ 号

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
住 所	
連 絡 先 (電 話 番 号)	

施設名	白山市立北星中学校運動場ナイター施設							
使用目的			使用人数	人				
使用日時	平成	年	月	日 ()	時	分から	時	分まで
				日 ()	時	分から	時	分まで
				日 ()	時	分から	時	分まで
				日 ()	時	分から	時	分まで
				日 ()	時	分から	時	分まで

以上許可する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

白山市立北星中学校長 印

(お願い)

- ※ ナイターの利用時間は、21時までになります。コインの残時間があっても、21時に消灯しますので、お気をつけてください。
- ※ 教育施設ですので、使用後はグラウンドを整地し、空き缶などのごみはお持ち帰りいただきますようくれぐれもよろしく願いいたします。
- ※ 校地内は禁煙です。
- ※ 第3火曜日の使用は、松任総合運動公園体育館へ17時までにナイター機器用のカギを取りに来てください。(使用後は、通用口のポストに入れてください。)